

富士吉田市地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)

令和6年3月

富士吉田市

目 次

第1章 計画の概略	1
第1節 これまでの経過と市の取り組み	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の対象範囲	1
第4節 対象とする温室効果ガス	1
第5節 計画期間および基準年度	2
第2章 温室効果ガスの排出状況	3
第1節 温室効果ガス総排出量	3
第2節 温室効果ガス排出の要因分析	5
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	8
第1節 目標設定の考え方	8
第2節 温室効果ガスの削減目標	8
第4章 目標達成に向けた取り組み	9
第1節 取り組みの基本方針	9
第2節 具体的な取り組み内容	9
第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
第1節 推進体制	12
第2節 実施状況の点検・評価・見直し体制	13
第3節 進捗状況の公表	13
(別表1) 富士吉田市地球温暖化防止実行計画（事務事業編） 対象施設一覧	

第1章 計画の概略

第1節 これまでの経過と市の取り組み

本市では、平成18(2006)年度に策定した地域新エネルギービジョンを平成27(2015)年度に改定し、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んできました。

具体的な施策として、住宅用太陽光発電システムや木質ペレットストーブの設置に対する補助制度を設け、再生可能エネルギー導入を推進しています。補助制度の利用件数は、住宅用太陽光発電システムで累計1,300件以上、木質ペレットストーブで累計70件以上の利用があり、市民・事業者の皆様のご協力のもと、再生可能エネルギーの着実な普及が進められています。令和3(2021)年度からは、住宅用定置用リチウムイオン蓄電システムも補助対象設備とし、太陽光発電システムと並行した普及を推進しています。

また、市内公共施設においては、市庁舎や学校施設への太陽光発電システムの設置(計14か所)や、小中学校への木質ペレットストーブ設置の他、福祉・子育て支援施設へ木質ペレットボイラーを設置しています。

本市では、令和3(2021)年2月15日に山梨県主催で開催された「ストップ温暖化やまなし会議」において、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを表明しています。「ゼロカーボンシティ」の実現に向けては、本市の地域特性を最大限活かしながら、これまで実施してきた取り組みをより一層強化・実施していく必要があります。

第2節 計画の目的

本計画は、本市の事務事業の実施にあたって、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの導入などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することにより、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、富士吉田市が実施する全ての事務事業とします。ただし、コミュニティセンター、地区会館や市営住宅等、庁内でのエネルギー使用量の把握が困難となっている施設については対象から除外することとします。対象施設の詳細は、別表1を参照してください。

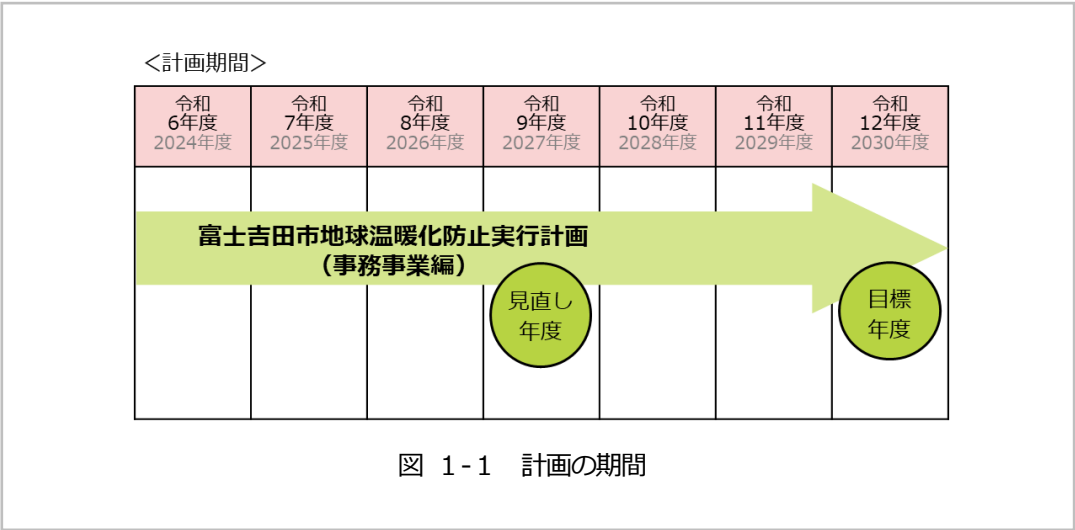
第4節 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法において掲げられている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類となっています。地球温暖化対策を進めるためには、これら7種類の温室効果ガスの排出量を削減していくことが必要ですが、本市の事務事業由来の排出量の9割以上を二酸化炭素が占めていること、また先述した「ゼロカーボンシティ」への取り組みとして二酸化炭素を対象としていることを踏まえ、本計画においては二酸化炭素のみを対象として取り扱います。

第5節 計画期間および基準年度

本計画は、令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度末までを計画期間とします。また、必要に応じ、計画期間の中間年度にあたる令和 9（2027）年度に、計画の見直しを行います。

なお、令和 3（2021）年に国が表明した温室効果ガス削減目標では、基準年度を平成 25（2013）年度とし、令和 12（2030）年度までに 46%削減することが掲げられています。本市においては、子育て支援施設や福祉施設等、平成 25（2013）年度以降に新設または大規模改修が行われた施設を複数有しています。平成 25（2013）年度当時のエネルギー使用量の把握が困難または存在しなかった施設も対象範囲に含めること、また令和 12（2030）年度までの進捗管理上の整合性を確保することを目的に、本計画における基準年度を令和 3（2021）年度とします。



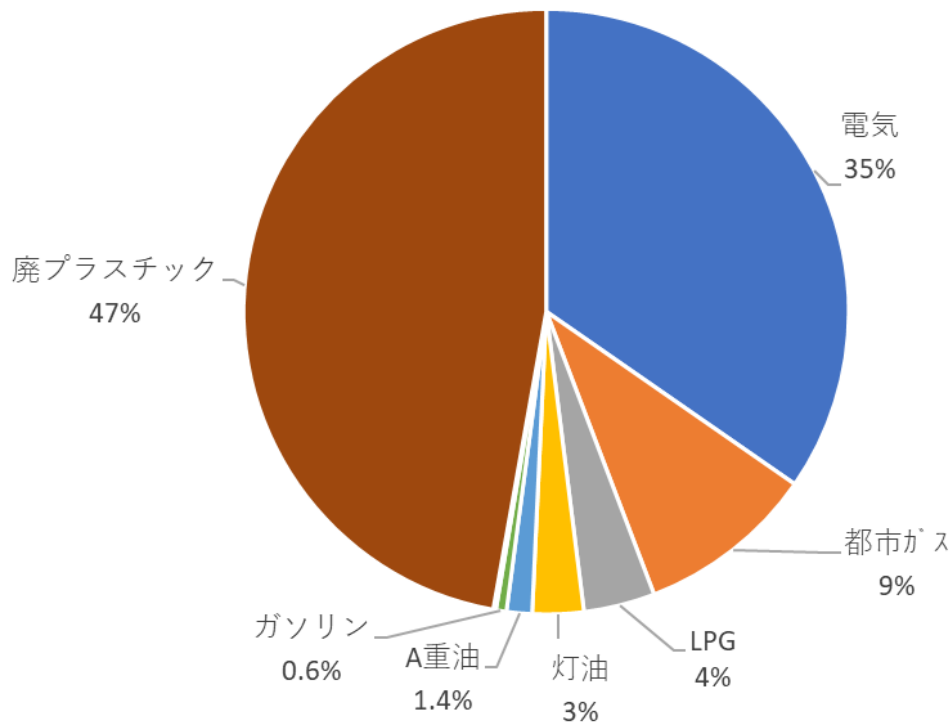
第2章 温室効果ガスの排出状況

第1節 温室効果ガス総排出量

令和3(2021)年度の本市の事務事業における温室効果ガス総排出量は、20,733t-CO₂となっています。

計画における、温室効果ガス排出量については、対象施設におけるエネルギー使用量などの活動量実績から、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」において、活動区分ごとに定められている排出係数を用いて算出しています。

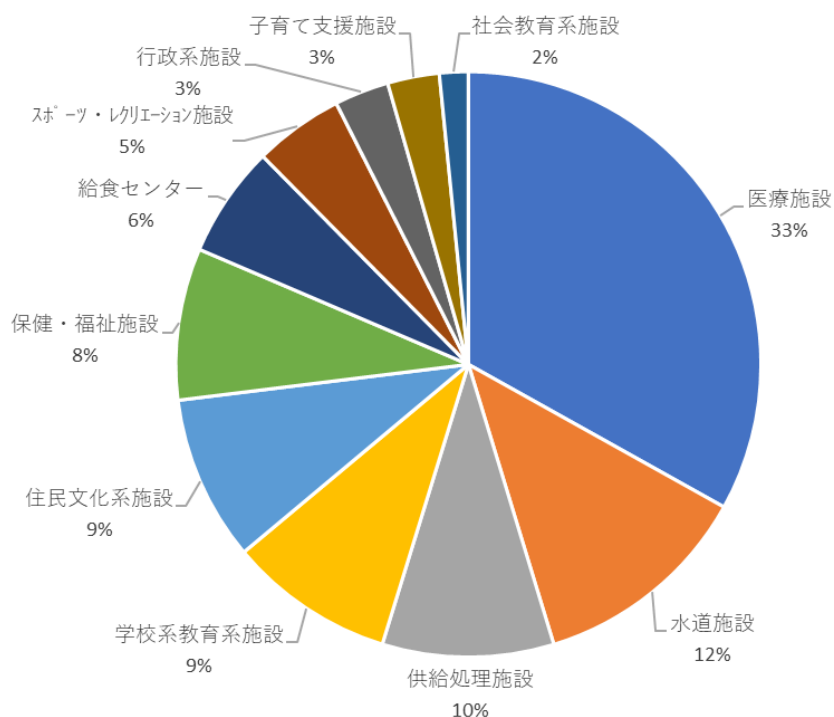
CO₂の排出要因について、要因別の排出割合をみると、最も大きい排出要因は廃プラスチックの焼却となっており、全体の47%を占めています。残りの53%が、電力や燃料消費といったエネルギー利用に由来するもので、電力利用が35%と多くを占めており、次いで排出量の多い順に、都市ガス、LPG、灯油、A重油、ガソリン、軽油という結果となっています。



出典：富士吉田市 環境政策課

図 2-1 排出要因別のCO₂排出割合（令和3（2021）年度）

また、廃プラスチック焼却由来を除いた、エネルギー利用に伴うCO₂排出割合を、施設分類別に整理し直した結果を図 2-2 に示します。医療施設が全体の 33% を占め、次いで水道施設 12%、供給処理施設 10%、学校施設 9%、住民文化系施設（ふじさんホール等）9%、保健・福祉施設 8%、給食センター 6%、スポーツ・レクリエーション施設（道の駅等）5%、行政系施設（市庁舎等）3%、子育て支援施設 3%、社会教育系施設（ふじさんミュージアム等）2%という結果となっています。



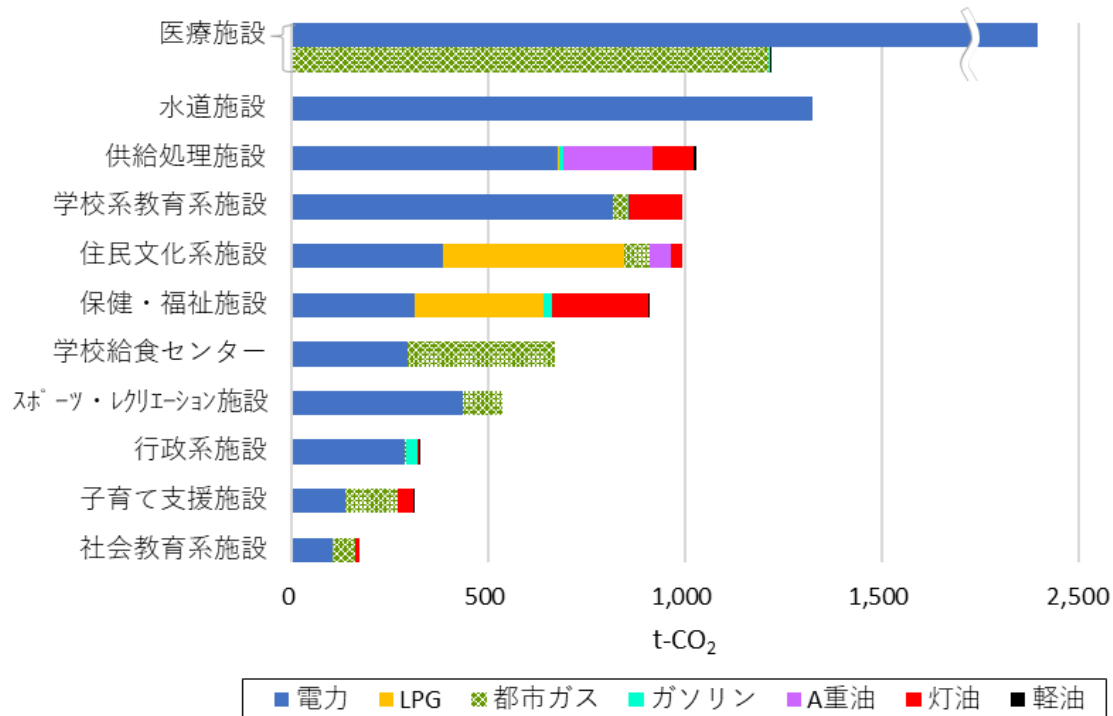
出典：富士吉田市 環境政策課

図 2-2 施設分類別のCO₂排出割合（エネルギー利用）（令和3（2021）年度）

第2節 温室効果ガス排出の要因分析

本市における温室効果ガス排出の一番大きな要因は、廃プラスチックの焼却となっています。日常生活に伴い排出されるプラスチックが多く含まれていることから、市民・事業者の皆様のご協力も頂きながら、4R（Refuse・Reduce・Reuse・Recycle）活動に加え、プラスチックを再生素材や再生可能資源に切り替える「Renewable」の推進を図り、ごみの減量化・再資源化に努めていく必要があります。

一方、施設のエネルギー利用に伴う CO₂ 排出量を効果的に削減していくためには、施設分類ごとのエネルギー利用傾向の把握や、排出量が多くなっている施設の抽出を行う等の取り組みが有用と考えられます。図 2-3 に、施設分類ごとの排出要因の内訳、および表 2-1 に、1施設あたりの平均 CO₂ 排出量を示します。



出典：富士吉田市 環境政策課

図 2-3 施設分類別の CO₂ 排出要因の内訳（エネルギー利用）（令和 3（2021）年度）

表 2-1 施設分類別の CO₂ 排出量および 1 施設平均排出量（令和 3（2021）年度）

施設分類	対象施設数	施設分類別 t-CO ₂	1 施設平均 t-CO ₂
医療施設	2	3,615	1,808
水道施設	23	1,324	58
供給処理施設	2	1,030	515
学校系教育系施設	12	994	83
住民文化系施設	9	994	110
保健・福祉施設	3	913	304
学校給食センター	1	671	671
スポーツ・レクリエーション施設	9	536	60
行政系施設	6	326	54
子育て支援施設	7	312	45
社会教育系施設	2	173	86
計	76	10,887	

出典：富士吉田市 環境政策課

電力消費に由来する CO₂ 排出については、施設分類を問わず一様に高い排出要因となっていることが確認できます。CO₂ 総排出量の多い上位 4 分類（医療施設・水道施設・供給処理施設・学校系教育系施設）では、排出量の過半数が電力由来となっています。特に水道施設における排出傾向は顕著で、そのほとんどが電力由来のものとなっており、水移送のためのポンプが昼夜問わず稼働していることにより、多量の電力を消費しています。

燃料消費に由来する CO₂ 排出については、施設分類ごとに異なる利用形態であることが確認できます。都市ガスは主に医療施設、給食センターで利用されており、医療機器・食器の殺菌洗浄や調理のための熱源等として多く利用されています。LPG は住民文化系施設、保健・福祉施設で利用されており、主に浴場の給湯熱源等として消費されています。灯油は保健・福祉施設、学校教育系施設、供給処理施設で利用されており、空調・給湯用途等のボイラー熱源の他、ストーブ利用に供されているものが累積されています。A 重油は、そのほとんどが供給処理施設で利用されています。

また、施設分類ごとの 1 施設あたり平均 CO₂ 排出量をみると、医療施設の排出量が突出して多くなっていることがわかります。次いで給食センター、供給処理施設、保健・福祉施設の順に、平均排出量が多い結果となっています。一方、水道施設および学校系教育系施設は、分類ごとの CO₂ 総排出量としては上位 4 分類に入っていましたが、対象施設数が多く分散していることから、1 施設あたりの平均排出量は比較的少ない結果となっています。

続いて、CO₂ 排出量の多い上位 20 施設を抽出したリストを表 2-2 に示します。

表 2-2 エネルギー利用に伴う CO₂ 排出量 上位 20 施設（令和 3（2021）年度）

CO ₂ 排出量 順位	大分類	中分類	所轄部署	施設名	施設別 t-CO ₂ 総量 (2021年度)	施設別 t-CO ₂ 排出比率	累積 t-CO ₂	累積 排出比率
1	医療施設	医療施設	市立病院	富士吉田市立病院	3,448	31.7%	3,448	32%
2	供給処理施設	供給処理施設	環境美化センター	環境美化センターし尿処理施設	798	7.3%	4,246	39%
3	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	福祉課	特別養護老人ホーム寿荘	724	6.7%	4,970	46%
4	学校教育系施設	その他教育施設	学校給食センター	学校給食センター	671	6.2%	5,641	52%
5	住民文化系施設	集会所	健康長寿課	下吉田中央コミュニティセンター（富東時）	520	4.8%	6,161	57%
6	行政系施設	庁舎等	管財契約課	富士吉田市役所	325	3.0%	6,486	60%
7	住民文化系施設	文化施設	生涯学習課	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館（ふじさんホール）	283	2.6%	6,769	62%
8	供給処理施設	供給処理施設	環境美化センター	環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ	232	2.1%	7,001	64%
9	ｽﾎｰﾑ・ﾚｸﾚｰｼｮﾝ施設	ﾚｸﾚｰｼｮﾝ施設・観光施設	富士山課	道の駅富士吉田	228	2.1%	7,228	66%
10	水道施設	水道施設	上下水道工務課	西吉田配水場 管理棟	206	1.9%	7,434	68%
11	医療施設	医療施設	健康長寿課（健康推進担当）	富士北麓総合医療センター	167	1.5%	7,602	70%
12	社会教育系施設	博物館など	歴史文化課	博物館等歴史民俗博物館（ふじさんミュージアム）	165	1.5%	7,767	71%
13	水道施設	水道施設	上下水道工務課	谷倉第2・3水源	157	1.4%	7,924	73%
14	学校教育系施設	学校	看護専門学校 庶務課	看護専門学校	130	1.2%	8,053	74%
15	学校教育系施設	学校	学校教育課	吉田小学校	127	1.2%	8,181	75%
16	ｽﾎｰﾑ・ﾚｸﾚｰｼｮﾝ施設	ﾚｸﾚｰｼｮﾝ施設・観光施設	富士山課	富士山レーダードーム館	120	1.1%	8,301	76%
17	学校教育系施設	学校	学校教育課	下吉田中学校	111	1.0%	8,412	77%
18	保健・福祉施設	その他福祉施設	子育て支援課	福祉ホール・子育て支援センター	110	1.0%	8,523	78%
19	学校教育系施設	学校	学校教育課	下吉田第二小学校	101	0.9%	8,624	79%
20	水道施設	水道施設	上下水道工務課	谷倉配水場 管理棟	100	0.9%	8,725	80%

出典：富士吉田市 環境政策課

表 2-2 によると、CO₂ 排出量上位 9 施設で全体の 66%、上位 20 施設で全体の 80%を占めています。排出量削減目標を着実に達成していくためには、排出量の多い施設に対し、重点的かつ効果的な対策を講じていくことが求められます。

具体的な排出量削減策の検討に際し、大規模施設を対象とする場合には、設備投資に多額の費用を要することから、省エネ診断等により効果的な対策を明確化しつつ、まずは運用改善によって最大限の排出削減を図ることが重要となります。小規模分散型の施設を対象とする場合には、施設の集約化や複合化といった総合管理計画との整合を図りつつ、類似施設への波及効果が見込めるかといった視点を踏まえ、対策を講じていくことが必要となります。

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

第1節 目標設定の考え方

令和3（2021）年に国が表明した温室効果ガス排出削減目標においては、「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減」および「令和32（2050）年カーボンニュートラル」が掲げられており、年平均にすると約2.7%の削減率となっています。本計画においても、上記国の指針を踏まえ、同等の排出削減目標を設定します。

第2節 温室効果ガスの削減目標

本計画においては基準年度を令和3（2021）年度としていることから、令和32（2050）年にカーボンニュートラルを達成するためには、年平均で約3.4%の削減を図っていくことが求められます。

以上を踏まえ、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを、計画期間である令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間で年平均3.4%削減するとして、令和3（2021）年度比で**23.8%（約4,934t-CO₂）削減**することを目標とします。

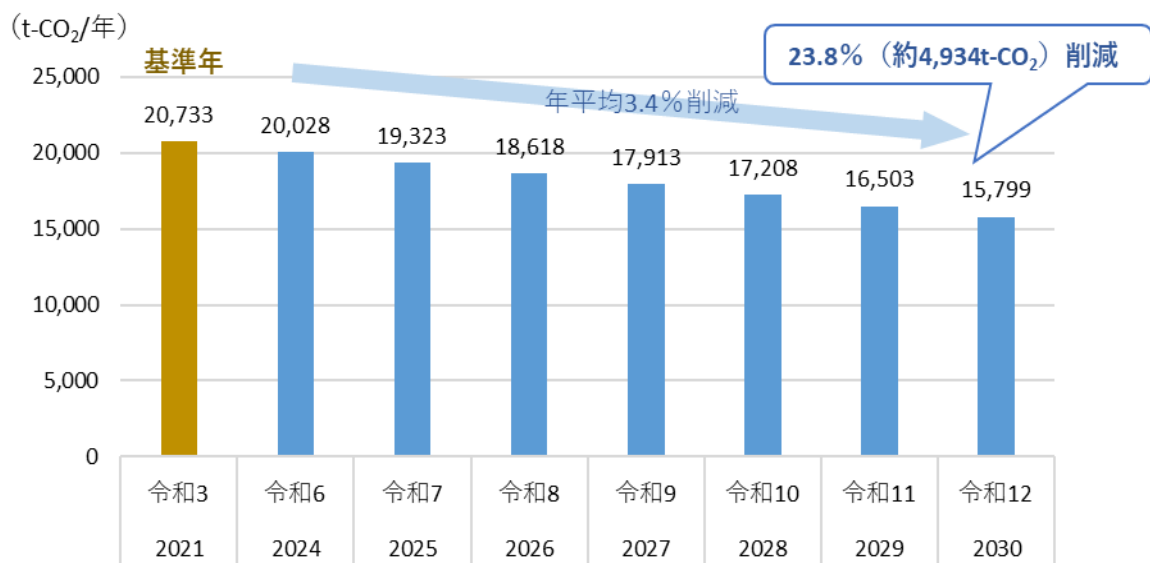


図 3-1 温室効果ガスの削減目標

第4章 目標達成に向けた取り組み

第1節 取り組みの基本方針

温室効果ガスの主たる排出要因である、廃プラスチック焼却量および電気使用量の削減に重点的に取り組みます。都市ガス・LPG・灯油・A 重油などの燃料使用については、使用量削減に努めるとともに、再生可能エネルギーへの代替を推進します。

第2節 具体的な取り組み内容

政府実行計画では、下表に示された取り組みが示されています。本市においては、「太陽光発電の最大限の導入」「廃棄物の 4R¹+Renewable」、「再生可能エネルギー電力調達の推進」を重点的な取組として位置付けます。その他の取り組みにおいても、施設の改修計画の中において積極的に検討・採用し、最大限の導入に努める方針とします。

表 4-1 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	令和 12 (2030) 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和 12 (2030) 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については令和 4 (2022) 年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも令和 12 (2030) 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を令和 12 (2030) 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	令和 12 (2030) 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 4R ¹ +Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 4R ¹ +Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

出典：令和 5 年 3 月 環境省 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）

¹4R(フォーアール)：Refuse、Reduce、Reuse、Recycle の頭文字をとった言葉。政府実行計画に記述されている廃棄物に係る取り組みは、「3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））」となっていますが、本市では「Refuse(ごみになるものを買わない)」を最優先事項に加えた 4R を推進していることから、4R という言葉で統一して記述しています。

第1項 廃プラスチックごみ焼却量の削減

本市では、プラスチック類は可燃ごみとしての収集及びリサイクルステーション等での回収を行っており、可燃ごみ中のプラスチック類が占める比率は2割から3割程度となっています。発生抑制対策として、使い捨てプラスチック製品等の削減、プラスチックの代替品の利用促進と併せて、プラスチックのリサイクル体制の構築により、プラスチックごみの減量化及び再資源化を推進していく必要があります。

ごみの減量に関する取り組みについては、市民・事業者の皆様の協力が不可欠であることから、ごみの適正処理に関する理解とごみの減量化・再資源化に向けた意識啓発のための広報を充実していきます。ごみの分け方・出し方や資源回収の啓発活動を行い、ごみの分別の徹底を図るとともに、リサイクルステーションの拡充等により資源物回収をさらに推進します。

また、ごみ処理施設については、他市町村と連携した新ごみ処理施設の建設・運営を計画しており、広域化及び高機能化によるエネルギー消費量の削減を図ります。

第2項 エネルギー利用に伴うCO₂排出量削減

「第2章第2節 温室効果ガス排出の要因分析」で示した通り、エネルギー利用に伴うCO₂排出量については、施設分類ごとに排出要因傾向に違いがあります。また、施設の運用方法においても、施設分類ごとに大きな違いがあることが考えられます。ここでは、対象施設を大きく2つの運用方法別に分類し、重点的に取り組む排出削減対策を記載します。

(1) 24時間稼働が前提となっている施設

対象施設分類：医療施設、水道施設、供給処理施設、保健・福祉施設

市民生活を支える上下水道等のインフラ施設や、人命・健康維持のための施設は、年間を通じ昼夜問わず稼働しています。年間稼働時間の長い設備を多く有していることが特徴で、CO₂総排出量としても上位の施設分類が含まれています。そのため、運用改善や老朽施設の改修・更新によって、削減効果が大きく見込める施設が多いと考えられます。以下に、重点的に取り組む削減策について記載します。

- 温室効果ガス排出係数の少ない電力調達を推進します。再生可能エネルギー由来の電力調達比率を高め、電力利用による排出量削減に努めます。
- エネルギー消費量の低減化を効率的に行っていくために、省エネ診断を促進します。
- 施設の新築および改修時には、ZEB化を念頭に、断熱性能の向上に努めます。
- 老朽化が認められる設備の修繕・更新を行い、高効率化・長寿命化を図ります。設備更新に際しては、需要変動に応じて自動制御を行う省エネルギー型設備を採用します。
- LPGや灯油等の燃料由来の熱源については、地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した設備への代替を推進します。
- LED照明や高効率ヒートポンプ空調など、省エネルギー型設備への更新を推進します。
- ボイラーや燃焼機器の高効率運用ができるよう運転方法を改善し、省エネルギー化を推進します。

(2) 日中を中心に稼働している施設

対象施設分類：学校教育系施設、住民文化系施設、給食センター、スポーツ・レクリエーション施設、行政系施設、子育て支援施設、社会教育系施設

行政系施設や子育て支援施設等は、日中の稼働が中心となる施設です。学校や給食センターにおいては、長期休業期間を有し、時期によってもエネルギー使用量が大きく変動する施設となっています。また、災害時の指定避難所に指定されている施設も多く含まれていることから、災害レジリエンス²向上の観点も踏まえた対策を講じることが重要と考えられます。以下に、重点的に取り組む削減策について記載します。

- 太陽光発電設備の導入を促進します。リース、PPA、ESCO 等の民間事業者と連携したビジネスモデルも活用しながら、日中を中心とする電力需要を賄い、施設の電力自給率向上に努めます。
- 災害レジリエンス向上の観点を踏まえ、既に太陽光発電設備が導入済みである施設を含め、蓄電池設備の導入を推進します。
- 施設の新築および改修時には、ZEB 化を念頭に、断熱性能の向上に努めます。
- 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入、EV スタンドの拡充を推進します。
- LPG や灯油等の燃料由来の熱源については、地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した設備への代替を推進します。
- LED 照明や高効率ヒートポンプ空調など、省エネルギー型設備への更新を推進します。
- ボイラーや燃焼機器の高効率運用ができるよう運転方法を改善し、省エネルギー化を推進します。
- 温室効果ガス排出係数の少ない電力調達を推進します。再生可能エネルギー由来の電力調達比率を高め、電力利用による排出量削減に努めます。

第3項 職員の日常的な取り組み

職員への意識啓発を進め、省資源・省エネルギーに係る取り組みの定着を図ります。

- 節水・用紙の節減に取り組みます。
- 使い捨てプラスチック製品等をはじめ、ごみの減量化に取り組みます。
- エコマーク等の環境配慮型製品に認定された製品を購入します。
- 不要な照明の消灯を徹底するとともに、階段・廊下等の共有スペース含め、できる限りの部分消灯を実施します。
- OA 機器をはじめとする電気製品はこまめに電源を切ります。
- OA 機器を新たに調達する場合には、省エネルギー型・環境配慮型製品を購入します。
- クールビズ・ウォームビズを推進し、過度な空調利用の抑制に努めます。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的取得を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進め、通勤・出張頻度低減に努めます。

² 災害レジリエンス：災害が起きたときのための対策や起きたときの対応力、被災してしまった後の復旧力や復興力などを指します。具体的には、自然災害によって電力網が寸断された場合においても、継続して電力供給が可能な自立電源設備の整備等が挙げられます。

第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

第1節 推進体制

地球温暖化対策の推進にあたっては、全ての部署が関係することから、市長を環境推進総括者とする体制を組織し、全庁的な取り組み状況や数量的目標の達成状況について把握し総合的に点検、評価します。また、その結果に基づき、必要に応じて取り組み事項の改善など計画の見直しを行い、より効果的な取り組みを図ることとします。

温室効果ガス削減目標を達成するためには、部署毎の主体的な取り組みが重要となります。そのため、各部（室）における取り組みを主導する環境管理責任者を配置し、各課（室）に環境管理推進責任者及び環境管理推進員を配置します。また、環境政策課が事務局となり、実行組織と連携して省エネ活動の実施状況のとりまとめや改善に向けた意見集約等を行い、本計画の着実な推進を図る体制とします。

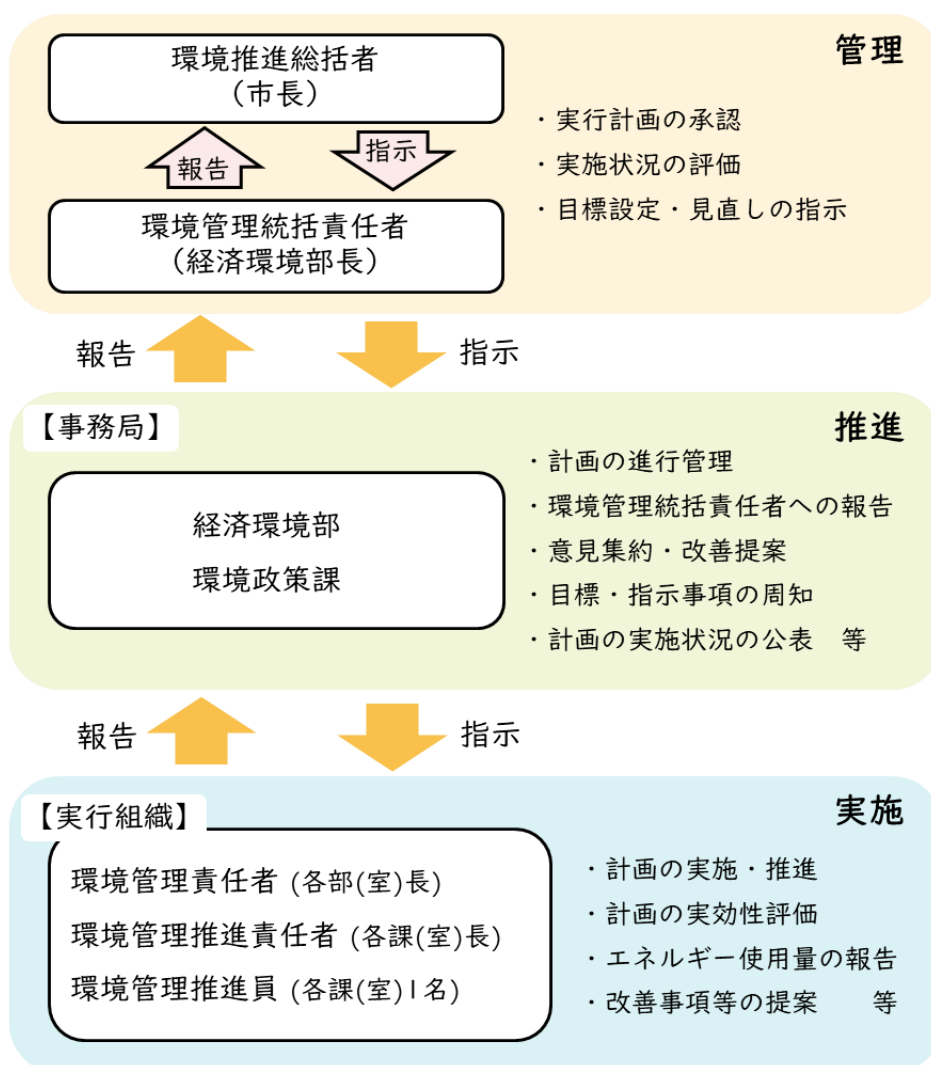


図 5-1 推進体制

第2節 実施状況の点検・評価・見直し体制

本計画は、計画(PLAN)⇒実行(DO)⇒点検・評価(CHECK)⇒見直し(ACTION)の PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、毎年度の進捗状況の点検・評価のもと、必要に応じて次年度以降の取り組み方針の見直しを行うものとします。特に計画期間の中間年度である令和9(2027)年度においては、令和8(2026)年度までの排出状況・目標達成状況について総括的に検証・評価を行うとともに、本市や社会の情勢変化等も踏まえたうえで、計画の改訂要否を検討することとします。

第3節 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、富士吉田市の各種広報・ホームページ等を通じて毎年公表します。

(別表 1) 富士吉田市地球温暖化防止実行計画（事務事業編） 対象施設一覧

施設No.	大分類	中分類	所轄部署	施設名
1	学校系教育系施設	学校	学校教育課	下吉田第一小学校
2	学校系教育系施設	学校	学校教育課	下吉田第二小学校
3	学校系教育系施設	学校	学校教育課	下吉田東小学校
4	学校系教育系施設	学校	学校教育課	明見小学校
5	学校系教育系施設	学校	学校教育課	吉田小学校
6	学校系教育系施設	学校	学校教育課	吉田西小学校
7	学校系教育系施設	学校	学校教育課	富士小学校
8	学校系教育系施設	学校	学校教育課	下吉田中学校
9	学校系教育系施設	学校	学校教育課	明見中学校
10	学校系教育系施設	学校	学校教育課	吉田中学校
11	学校系教育系施設	学校	学校教育課	富士見台中学校
12	学校系教育系施設	学校	看護専門学校 庶務課	看護専門学校
13	学校系教育系施設	その他教育施設	学校給食センター	学校給食センター
14	行政系施設	庁舎等	管財契約課	富士吉田市役所
15	行政系施設	その他行政系施設	安全対策課	防災備蓄倉庫（仲町）
16	行政系施設	その他行政系施設	安全対策課	防災備蓄倉庫（向原）
17	行政系施設	その他行政系施設	安全対策課	防災備蓄倉庫（旭町）
18	行政系施設	その他行政系施設	安全対策課	防災備蓄倉庫（上暮地）
19	行政系施設	その他行政系施設	安全対策課	防災備蓄倉庫（松山）
20	社会教育系施設	博物館など	歴史文化課	博物館等歴史民俗博物館（ふじさんミュージアム）
21	社会教育系施設	博物館など	歴史文化課	御師旧外川家住宅
22	水道施設	水道施設	上下水道工務課	下吉田浄水場
23	水道施設	水道施設	上下水道工務課	下吉田第2水源
24	水道施設	水道施設	上下水道工務課	下吉田第3水源
25	水道施設	水道施設	上下水道工務課	愛染配水場 管理棟
26	水道施設	水道施設	上下水道工務課	谷倉配水場 管理棟
27	水道施設	水道施設	上下水道工務課	西吉田配水場 管理棟
28	水道施設	水道施設	上下水道工務課	新屋配水場 管理棟
29	水道施設	水道施設	上下水道工務課	谷倉第2・3水源
30	水道施設	水道施設	上下水道工務課	鐘山第2配水場 管理棟
31	水道施設	水道施設	上下水道工務課	下宿配水場 管理棟
32	水道施設	水道施設	上下水道工務課	上暮地配水池
33	水道施設	水道施設	上下水道工務課	白糸配水池
34	水道施設	水道施設	上下水道工務課	浅間町増圧
35	水道施設	水道施設	上下水道工務課	熊穴増圧
36	水道施設	水道施設	上下水道工務課	上宿配水場 管理棟
37	水道施設	水道施設	上下水道工務課	新田配水池
38	水道施設	水道施設	上下水道工務課	桑平配水池
39	水道施設	水道施設	上下水道工務課	鐘山配水池
40	水道施設	水道施設	上下水道工務課	熊穴配水池
41	水道施設	水道施設	上下水道工務課	熊穴第2水源
42	水道施設	水道施設	上下水道工務課	熊穴第3水源
43	水道施設	水道施設	上下水道工務課	大明見配水場 管理棟
44	水道施設	水道施設	上下水道工務課	大明見水源池
45	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	生涯学習課	鐘山スポーツセンター
46	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	生涯学習課	みずほ公園スポーツ広場
47	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	生涯学習課	笹子コミュニティスポーツ広場休憩棟
48	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	生涯学習課	大明見グラウンドトイレ
49	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	生涯学習課	トイレ施設（下二小・明見中地内）

施設No.	大分類	中分類	所轄部署	施設名
50	スポーツ・レクリエーション施設	レクリエーション施設・観光施設	富士山課	富士山アリーナ
51	スポーツ・レクリエーション施設	レクリエーション施設・観光施設	富士山課	富士山レーダードーム館
52	スポーツ・レクリエーション施設	レクリエーション施設・観光施設	富士山課	中ノ茶屋
53	スポーツ・レクリエーション施設	レクリエーション施設・観光施設	富士山課	道の駅富士吉田
54	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	福祉課	特別養護老人ホーム寿荘
55	保健・福祉施設	障害者福祉施設	福祉課	地域福祉交流センター
56	保健・福祉施設	その他福祉施設	子育て支援課	福祉ホール・子育て支援センター
57	医療施設	医療施設	健康長寿課（健康推進担当）	富士北麓総合医療センター
58	医療施設	医療施設	市立病院	富士吉田市立病院
59	供給処理施設	供給処理施設	環境美化センター	環境美化センターし尿処理施設
60	供給処理施設	供給処理施設	環境美化センター	環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ
61	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	子育て支援課	第一保育園
62	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	子育て支援課	第二保育園（令和4年 3月31日 廃止）
63	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	子育て支援課	第三保育園
64	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	子育て支援課	第四保育園（マザーズホーム）
65	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	子育て支援課	第五保育園
66	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	子育て支援課	第六保育園
67	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	子育て支援課	第七保育園
68	住民文化系施設	集会施設	市民協働推進課	上吉田コミュニティセンター
69	住民文化系施設	集会施設	市民協働推進課	明見コミュニティセンター
70	住民文化系施設	集会施設	市民協働推進課	下吉田コミュニティセンター
71	住民文化系施設	集会施設	市民協働推進課	上暮地コミュニティセンター
72	住民文化系施設	集会施設	市民協働推進課	下吉田南コミュニティセンター
73	住民文化系施設	集会施設	健康長寿課	下吉田中央コミュニティセンター（富楽時）
74	住民文化系施設	集会施設	生涯学習課	青少年センター
75	住民文化系施設	文化施設	生涯学習課	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館（ふじさんホール）
76	住民文化系施設	社会教育系施設	環境政策課	明見湖体験工房

富士吉田市 地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

発行年月／令和 6（2024）年 3 月

発行／山梨県富士吉田市経済環境部環境政策課

〒403-0002 山梨県富士吉田市小明見 3 丁目 11 番 32 号

TEL：0555-30-4153 FAX：0555-30-4154

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>